

認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）施設長 各位

令和8年度「認可外保育施設における研修受講支援事業補助金」について

令和8年度認可外保育施設における研修受講支援事業補助金の事業概要及び申請手続について、下記のとおりご案内します。

記

1 事業目的

保育施設に勤務する職員が研修又は講習（以下「研修等」という。）に参加する際に、その職員の代替として勤務する職員（以下「研修代替職員」という）の雇上げ費用及び研修等を受講する際に要する費用を補助することにより、研修受講の機会を確保し、保育の質の確保・向上につなげます。

2 事業概要

（1）補助対象期間及び補助対象となる研修

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、次に掲げる研修等を受講し、下記の（2）に定める「補助対象経費」の支払いを完了したものを。

- ① 保育士等キャリアアップ研修
- ② 公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する認可外保育施設職員テーマ別研修
- ③ 区が主催する研修等
- ④ その他区が認める研修等（※）

※その他官公庁（消防署、警察署等）及びその類似団体（日赤等）が主催する研修等、並びに、民間が主催している研修等のうち保育の質の確保・向上につながる研修等は、補助対象になります。

<補助対象外の研修>

各施設の特色で実施している保育内容（英語、スポーツ、モンテッソーリ教育など）

（2）補助対象経費

項目	補助上限
①研修代替職員の雇上げ等に要する費用（以下「 <u>雇上げ費用</u> 」という。）（※1）	1施設あたり 32,000円×保育従事職員数 (令和8年4月1日現在)
②保育施設に勤務する職員が研修等を受講する際に要する費用（以下「 <u>受講費用</u> 」という）（※2）	

※1 下記2点（ア～イ）の費用を対象とします。

いずれの場合も、対象経費の金額は、研修代替職員1人につき、研修日1日あたり、一律16,000円とします。

ア 既に雇用している別の職員が代わりに勤務する場合（シフトの調整等）の person 費

イ 研修代替職員を確保するために追加で発生した費用（新たに職員を雇上げする場合の費用等）（時間外勤務手当は対象外です）

※2 受講料等の実費を対象とします。交通費は対象外です。

(3) 補助金の交付金額

補助金の交付金額は、対象経費の合計額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。ただし、1施設あたり上記(2)に定める「補助上限」を交付額の上限とします。

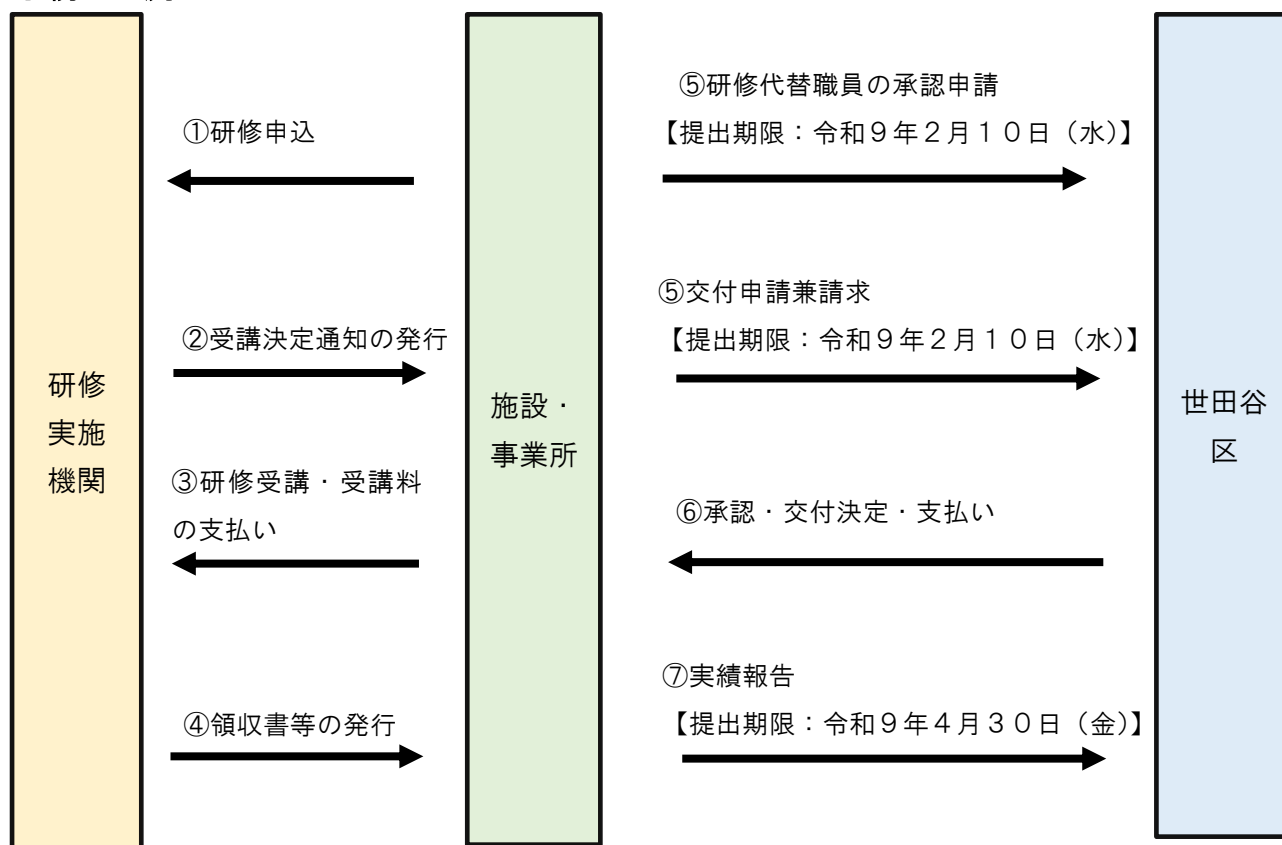
(4) 研修を受講する職員の条件

当該保育施設に勤務する全ての職員（職種は問いません。施設長も対象です。）

(5) 研修代替職員の条件

原則として、保育士・看護師・助産師・保健師のいずれかの資格を有すること
※ただし、研修等に参加する日において、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」で定める保育従事者数及び有資格者の基準を満たす場合は、資格を持っていない職員でも差し支えありません。

3 手続きの流れ



4 提出書類

申請内容に応じて以下の書類を提出してください。

	提出書類	★雇上費用 のみ申請	★受講費用 のみ申請	★両方申請
(1)	承認申請書（第1号様式） 承認内訳書（別紙1）	○	×	○
	研修代替職員の資格証の写し もしくは職員配置（別紙2） ※保育士・看護師・助産師・保健師の いずれの資格を有していない場合、 別紙2を作成して提出	○	×	○
(2)	交付申請書兼請求書（第4号様式） 所要額調書（別紙1） 支出内訳（別紙2） 研修受講結果報告書（別紙3）	○	○	○
	職員名簿（4月1日現在）	○	○	○
	研修実施機関が発行した受講決定通知 の写し	○	○	○
	研修代替職員の勤務実績が分かる資料 （出勤簿等）	○	×	○
	受講料の領収書の写し	×	○	○
(3)	実績報告書（第11号様式）	○	○	○

5 提出期限

- (1) 研修代替職員の承認申請【提出期限：令和9年2月10日（水）】
- (2) 交付申請兼請求【提出期限：令和9年2月10日（水）】
- (3) 実績報告【提出期限：令和9年4月30日（金）】

6 提出方法

原則、オンライン申請。

LoGo フォーム URL <https://logoform.jp/f/QAnOf>

7 承認・交付決定・支払いの流れ

- (1) 研修代替職員の承認
 - ・ 区で研修代替職員の承認申請書の内容を審査の上、承認後、「研修代替職員承認書（第2号様式）」を下記（2）の通知と併せて郵送します。
- (2) 交付決定
 - ・ 区で交付申請書兼請求書の内容を審査の上、交付決定後、「研修受講支援事業補助金 交付決定通知書（第5号様式）」を郵送します。
- (3) 支払い
 - ・ 登録のある法人の口座に支払います。

- ・支払い時期は、上記（２）の通知の発送日を基準として、前後２週間の４週間以内を予定しています。
- ・法人登録事項や振込先等に変更がある場合は、必ず事前に担当までご連絡ください。

8 その他

- （１）円滑な審査・補助金支払のため、各書類の提出期限によらず、早期にご提出ください。
- （２）本補助金にかかる消費税仕入控除税額の報告について、世田谷区への報告締切は、令和10年4月頃を予定しております。税申告資料について、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話 03-5432-2224 FAX 03-5432-3018